

平成28年2月26日

## 第111回組合会が開催されました。

平成28年2月19日（金）に、兵庫建設会館 2階会議室において、第111回組合会が開催されました。次の議案・報告について、審議のうえ可決承認されましたので、ご報告いたします。

### 1 議案等

#### ○ 人事案件

- 第1号議案 個人情報保護関連規程等の整備（案）について
- 第2号議案 特定個人情報保護評価の実施（案）について
- 第3号議案 組合員の範囲の変更に伴う組合規約の一部変更（案）について
- 第4号議案 平成28年度収入支出予算に係る重要財産（一般勘定）の処分（案）について
- 第5号議案 平成28年度収入支出予算に係る重要財産（介護勘定）の処分（案）について
- 第6号議案 調整保険料率の変更に伴う一般保険料率の変更（案）について
- 第7号議案 介護保険料率の変更（案）について
- 第8号議案 平成28年度事業計画（案）について
- 第9号議案 平成28年度保健事業の実施（案）について
- 第10号議案 平成28年度収入支出予算（案）について
- 第11号議案 保険料等の不納欠損処分（案）について

### 2 報告事項

- 報告第1号 理事長専決事項について
- 報告第2号 平成27年度収入支出決算見込みについて
- 報告第3号 第8回健康管理事業推進委員会の開催の結果について
- 報告第4号 第197回財政対策委員会の開催の結果について
- 報告第5号 医療保険制度の改正について

### 3 その他の事項について

## ● 第1号議案 個人情報保護関連規程等の整備（案）について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）が施行されたこと、及び健康保険組合の情報保護に係る安全管理措置の整備のため、個人情報保護関連規程等を次のとおり整備（新設・変更・廃止）し

ます。

なお、整備する個人情報保護関連規程等に係る新設・変更・廃止は、平成28年2月19日から施行します。

ご承認いただいた上、厚生労働省近畿厚生局に届け出ることとします。

#### 1 新設となる規程等

- (1) 情報セキュリティ基本方針
- (2) システム等運用管理規程
- (3) 機密文書管理規程
- (4) 利用目的の公表（組合員へ公表）
- (5) 役職員等の個人情報に関する規程

#### 2 変更となる規程等

- (1) 個人情報保護管理規程
- (2) プライバシーポリシー（組合員へ公表）

#### 3 廃止となる規程

- (1) 電子計算機処理データ管理規程

### ● 第2号議案 特定個人情報保護評価の実施（案）について

特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するため、別添のとおり、「特定個人情報保護評価計画管理書」及び「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）」を作成します。

ご承認いただいた上、「特定個人情報保護評価計画管理書」及び「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）」を、個人情報保護委員会に提出・公表（当健康保険組合のホームページ等でも公表します。）することとします。

※別添は省略

### ● 第3号議案 組合員の範囲の変更に伴う組合規約の一部変更（案）について

- 1 当健康保険組合は、兵庫県建設業協会（以下「協会」といいます。）、兵庫県建築士会及び兵庫県建築士事務所協会を母体として、昭和46年5月1日に設立されました。

- 2 当健康保険組合の規約第43条（組合員の範囲）において、協会の正会員のうち、土木工事業の事業所は組合員の範囲に含まれないため、次のとおり規約を変更し、組合員の範囲に含めるとともに、語句の整理をすることとします。

#### 変 更 前

（組合員の範囲）

第43条 この組合は、兵庫県に所在する次に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。ただし、兵庫県外に所在する事業所であっても、(2)、(3)及び(4)に掲げる事業所の事業主及び事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）は組合員とすることができる。

- (1) 建築の設計、施工、監理を主たる業とする事業所
- (2) 組合の設立事業所を本社（本店）とする事業所
- (3) 組合の設立事業所との間で、証券取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所
- (4) 前各号の事業所の事業主及び従業員を構成員とする団体の事務所
- (5) この組合の事務所

#### 変 更 後

（組合員の範囲）

第43条 この組合は、兵庫県に所在する次に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。ただし、兵庫県外に所在する事業所であっても、(2)、(3)及び(4)に掲げる事業所の事業主及び事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）は組合員とすることができる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）により許可を受けた一般建設業者又は特定建設業者で、土木工事又は建築工事を主たる業とする事業所並びに建築の設計及び監理を主たる業とする事業所
- (2) 組合の設立事業所を本社（本店）とする事業所
- (3) 組合の設立事業所との間で、証券取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又

- は「関連会社」と同様な関係にある事業所
- (4) 前各号に掲げる事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする団体の事務所
- (5) この組合の事務所

3 規約の変更は、平成28年4月1日から施行します。

なお、ご承認いただいた上、厚生労働省近畿厚生局に、規約変更の認可申請をすることとします。

[参考]

○ 協会の定款

(法人の構成員)

第7条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 建設業法（昭和24年法律第100号）により許可を受けた一般建設業者又は特定建設業者で、土木工事業又は建築工事業を兵庫県内において営み、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人

(2) (省略)

2. (省略)

● 第6号議案 調整保険料率の変更に伴う一般保険料率の変更（案）について

健康保険組合連合会から、平成28年度の当健康保険組合の調整保険料率は、千分の0.870から千分の0.960に変更になった旨の通知がありました。このことに伴い、一般保険料率を千分の99.130から千分の99.040に変更し、平成28年3月1日（平成28年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成28年4月分保険料）から実施します。

なお、一般保険料率と調整保険料率とを合計した保険料率は、千分の100.000で、変更を生じません。

単位：‰

区分	一般保険料率		調整保険料率		合計保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.565	49.520	0.435	0.480	50.000	50.000
被保険者	49.565	49.520	0.435	0.480	50.000	50.000
計	99.130	99.040	0.870	0.960	100.000	100.000

## 1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用（健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は次のとおりです。

一般保険料＝基本保険料＋特定保険料

- ・ 基本保険料 60.380%  
被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料
- ・ 特定保険料 38.660%  
納付金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金等）に充てるための保険料

単位：‰

区 分	一般保険料率	基本保険料率	特定保険料率
事業主	49.520	30.190	19.330
被保険者	49.520	30.190	19.330
計	99.040	60.380	38.660

## 2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金交付事業〔高額医療交付金事業・組合財政支援交付金事業〕を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金（平成28年度予算 19,717千円）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料（平成28年度予算 調整保険料収入 19,716千円）です。

## ● 第7号議案 介護保険料率の変更（案）について

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は人口比に基づいて設定され、平成27年度～平成29年度は、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳～64歳の第2号被保険者（健康保険組合の被保険者・被扶養者等）が28%の割合とされています。

平成28年度における当健康保険組合の介護納付金として、国から242,057千円割り当てられました。

その介護納付金を納付するためには、介護保険料率として16.8%とすべきところですが、繰入金(5,000千円)を収入とすることにより、介護保険料率は、現行17.2%のところ、16.5%に引下げることとします。

#### 1 介護保険料率の変更

変更前 17.2% (事業主8.60% 被保険者8.60%)

変更後 16.5% (事業主8.25% 被保険者8.25%)

#### 2 変更時期

平成28年3月1日(平成28年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成28年4月分保険料)から実施します。

### ● 第8号議案 平成28年度事業計画(案)について

#### 1 健康保険組合を取り巻く情勢

我が国の経済は、政府の経済成長戦略の効果により、緩やかな回復基調が続いていますが、中国経済の減速の影響や国内消費が伸びないこと等から、強い経済の実現には未だ道半ばという感じです。

当健康保険組合の母体である建設産業は、社会資本・インフラの整備に加え、雇用面での下支えを行う重要な役割を果たしており、地域経済の発展に寄与しています。加えて、自然災害等の復旧・復興時においては、インフラの復旧、再構築など多大な貢献を行っています。

中長期に建設産業を取り巻く環境をみた場合、長年に亘る景気の低迷、過当競争の激化や低価格受注による利益率の低下を受けて危機的な状況に陥り、雇用・労働環境の悪化、高齢化の進展、若年入職者の減少、建設生産システムを支える技術・技能の継承など、構造的な課題を抱えています。

これらの課題を解決するために、「公共工物品質確保法」、「建設業法」及び「公共工事入札契約適正化法」等(平成26年6月4日公布)が改正され、公布日以降順次施行されることになりました。

このことから、公共投資の着実な推進、建設産業の担い手の確保等に大きな期待が

寄せられています。

健康保険組合を取り巻く状況は、人口の高齢化や医療の高度化による医療費の増大に加え、高齢者医療制度への納付金が財政の重荷となっています。全国健康保険組合（1,403組合）における保険料収入に対する高齢者医療制度への納付金の割合は、平成27年度予算の平均で43.68%にも上り、団塊の世代の高齢化に伴う高齢者医療費の増大や後期高齢者支援金の総報酬割部分が拡大されることによる一層の納付金増大が懸念されています。過重な負担と年度毎に増加する納付金が健康保険組合の健全な運営を阻害し、危機的な状況を招いています。

安倍首相は、昨年10月に第3次安倍改造内閣を発足させましたが、今回の内閣を「未来へ挑戦する内閣」と位置づけ、「強い経済」「子育て支援」「社会保障」を新たな3本の矢として重点的に取り組むと表明されました。社会保障制度の根幹をなす国民皆保険を将来につないでいくためには、高齢者医療費の負担構造改革を実現させなければなりません。なかでも、前期高齢者医療へ公費を投入し、現役世代の過重な負担を解消する必要があります。

## 2 平成28年度事業運営の基本方針

健康保険組合は、

- (1) 事業主と被保険者が組合員として組合の自主的な事業運営に参加できること。
- (2) 事業主と被保険者の保険構成員としての自覚と事業主の協力が得られやすいこと。
- (3) 管理運営の責任が明らかにされ、事業運営上の努力が行われやすいこと。
- (4) 小集団であることから、きめ細かで効果的な事業運営ができること。
- (5) 保健事業に関し、組合員の実情に即した保健対策（健康管理）を講じていくことができること。

などの利点があり、これらを生かして事業運営に努めることとし、平成28年度事業運営の基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 財政の健全化を図ること（厚生労働大臣の承認を得た健全化計画の目標を達成すること。）。)
- (2) 被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進を図ること。
- (3) 保健事業の充実を図ること。
- (4) データヘルス計画を着実に実施すること。
- (5) 事業主・健康管理委員との連携を密接にすること。
- (6) 個人番号（マイナンバー）制度を円滑に導入すること。

(7) 個人情報・特定個人情報を適切に管理すること。

※ 基本方針の設定理由

- ① 心身ともに健康な被保険者は、事業所の発展に寄与できる。
- ② 心身ともに健康な被保険者及びその被扶養者は、明るい家庭づくりに寄与できる。
- ③ 保険料の引き上げを押さえることは、健康保険組合及び事業所の財政、家庭の家計に寄与できる。

### 3 平成28年度事業運営の具体的対策

健康保険組合の円滑な運営のためには、安定した財政基盤の確立が必要です。増加する医療費や有効な保健事業の原資となる保険料等の収入対策及びその収入を有効適正に使う支出対策がそれぞれ重要になり、具体的対策を次のとおり定めます。

#### (1) 収入の適正化対策

- ① 事業所編入の促進
- ② 標準報酬の適正化
- ③ 滞納保険料等の整理
- ④ 保険料率設定の適正化

#### (2) 支出の適正化対策

- ① 運営コストの適正化
  - ・運営コストのチェック
- ② 被扶養者認定・資格管理の適正化
  - ・被扶養者資格の再確認の徹底
- ③ 現金給付の適正化
  - ・傷病手当金の適正支給（診療報酬明細書等、賃金台帳、出勤簿等関係資料との照合確認、調査等）
  - ・柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
- ④ 医療給付の適正化
  - ・疾病分析（医療費分析）に基づく医療費適正化対策
  - ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
  - ・診療報酬明細書等の事後点検の徹底
  - ・「医療費のお知らせ」の全件実施
  - ・医療機関における適正受診に係る普及啓発
  - ・保健事業の適正化

#### (3) 改善対策の実行

被保険者及びその被扶養者のニーズや事業の必要性を十分に把握し、事業主、被



保険者及びその被扶養者の信託に応えられるようたゆみない努力を続けることが必要です。

現状分析、問題点の発見、具体的方策の検討、実施、結果の評価、事業への反映を不断に繰り返して行うよう努めます（P D C Aサイクルの実行）。

#### 4 個人情報保護・特定個人情報保護の徹底

健康保険組合は、適切で円滑な保険給付や保健事業の実施が期待されているため、個人情報・特定個人情報を適切に取り扱うため、個人情報保護関連規程等を整備の上、遵守します。

#### 5 会議の開催

(1) 組合会の開催	7月・2月・随時
(2) 理事会の開催	6月・1月・随時
(3) 財政対策委員会の開催	5月・12月・随時
(4) 健康管理事業推進委員会の開催	9月・12月・随時
(5) 健康管理委員会の開催	10月・3月・随時

#### 6 事務処理体制の整備

事務処理体制について、厳正かつ円滑な事務処理が行われるよう整備します。

#### 7 課題

次の事項について、課題として検討・改善・推進することとします。

- (1) 介護保険料に係る特定被保険者制度の採用
- (2) 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上
- (3) 癌検診実施率の向上
- (4) 健診後のフォローアップ
- (5) 禁煙対策
- (6) メンタルヘルス対策
- (7) 専門職（保健師）の雇用の確保

### ● 第9号議案 平成28年度保健事業の実施（案）について

保健事業は、被保険者及び被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施

することによって被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

平成20年度から健康保険組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成28年度は第2期の4年目になり、当該事業の推進を図ることとします（第1期 平成20年度～平成24年度 第2期 平成25年度～平成29年度）。

今や日本人の2人に1人が癌に罹り、3人に1人は癌で死亡しています。癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です。早期の癌を発見するには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、別途「データヘルス計画書」を策定して事業を実施することとします。

## 1 特定健康診査・特定保健指導事業

### (1) 特定健康診査事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる被保険者・被扶養者について実施する。
- ・ 被保険者
  - ・ 定期健康診断のなかで、特定健康診査を受診し、健診結果データを健康保険組合に提供していただくよう、事業主に依頼する。
- ・ 任意継続被保険者・被扶養者
  - ・ 健康保険組合は、受診対象者に受診券を交付する。
  - ・ 受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施機関に予約したうえ、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。
  - ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。
- ・ 健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。

### (2) 特定保健指導事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する（面接・電話等）。
  - ・ 健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託する。

- ・ 動機付け支援、積極的支援
- ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。

平成28年度特定健康診査・特定保健指導実施対象者

- 任意継続被保険者
  - 1 次のいずれの要件も満たした方
    - (1) 昭和17年4月1日から昭和52年3月31日までに生まれた方
    - (2) 平成28年4月1日以前に資格取得し、平成29年4月1日以後に資格喪失予定の方
  - 2 次のいずれの要件も満たした方
    - (1) 昭和16年4月2日から昭和17年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
    - (2) 平成28年4月1日以前に資格取得し、平成29年4月1日以後に資格喪失予定の方
- 被扶養者
  - 1 次のいずれの要件も満たした方
    - (1) 昭和17年4月1日から昭和52年3月31日までに生まれた方
    - (2) 平成28年4月1日以前に認定された方
  - 2 次のいずれの要件も満たした方
    - (1) 昭和16年4月2日から昭和17年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
    - (2) 平成28年4月1日以前に認定された方
- 上記の任意継続被保険者・被扶養者のうち、被保険者の資格を喪失された方・被扶養者の認定を抹消された方は実施対象者ではなくなります。

2 保健指導宣伝事業

- (1) 機関紙発行
  - ・ 実施時期 毎月

- ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。
  - ・ 事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。
  - ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕
- (2) 保健指導パンフレット等配布
- ・ 実施時期 随時
  - ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。  
妊娠期の食生活に関する情報を提供する。
- (3) 母子保健指導書配布
- ・ 実施時期 毎月
  - ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。  
冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」を配布する。
- (4) 医療費通知(被保険者に対する通知)
- ・ 実施時期 3月
  - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者(被扶養者分を含む。)に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。
  - ・ 自己負担額で1万円以上の差額が発生するものについては、医療費通知に「\*減額査定」と付記する。
- (5) ジェネリック医薬品使用促進通知
- ・ 実施時期 9月、3月
  - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。
- (6) 保険財政収支状況通知(事業主に対する通知)
- ・ 実施時期 5月、8月、11月、2月
  - ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。
- (7) 健康管理事業推進委員会開催
- ・ 実施時期 9月、12月
  - ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。
- (8) 健康管理委員研修会・説明会開催
- ・ 実施時期 10月、3月
  - ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。

(9) 共同保健指導宣伝

- ・ 実施時期 年間
- ・ 健康保険組合連合会との共同事業として、保健指導宣伝活動を行う。

(10) ホームページの管理・運営

- ・ 実施時期 年間
- ・ 事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。
- ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕

### 3 疾病予防事業

(1) 短期人間ドック

- ・ 実施期間 

[	申込受付期間	4月1日～	12月26日	]
	受診期間	4月1日～	翌年2月28日	
- ・ 平成28年4月1日現在40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。
- ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。
- ・ 健康保険組合と契約した健診機関で受診する。健康保険組合と契約していない健診機関で受診した場合は、「人間ドック利用補助金受給申請書」に、領収書（原本）・検査結果（写し）・質問票を添えて、平成29年2月28日までに申請すること。
- ・ 被保険者負担・被扶養者負担・組合補助
  - ① 1泊2日ドック（参考費用62,500円）

被保険者補助	20,000円	（被保険者負担	42,500円	補助率32.0%）
被扶養者補助	20,000円	（被扶養者負担	42,500円	補助率32.0%）
  - ② 日帰りドック（参考費用40,800円）

被保険者補助	10,000円	（被保険者負担	30,800円	補助率24.5%）
被扶養者補助	10,000円	（被扶養者負担	30,800円	補助率24.5%）
  - ③ 2時間ドック（参考費用19,818円）

被保険者補助	10,000円	（被保険者負担	9,818円	補助率50.5%）
被扶養者補助	10,000円	（被扶養者負担	9,818円	補助率50.5%）
- ・ 補助対象となる実施回数
  - ① 1泊2日ドック  
平成25年度を基準として、2年度に1回

② 日帰りドック・2時間ドック

毎年度1回

(2) 健診等の費用の補助

① 特定健康診査に係る定期健康診断補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 4月～翌年3月
- ・ 対象者 平成28年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。  
※ この補助事業においては、平成28年4月2日以降の被保険者資格取得者、平成28年4月2日以降の被保険者資格喪失者について、健診日に被保険者である者は、補助の対象とする。
- ・ 健診内容 労働安全衛生法に定める検査項目（必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。）
- ・ 補助金 健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額  
※ 健診結果データは、「特定健康診査にかかる国の電子的標準様式（XML）により作成したフロッピー」（健診実施機関と要調整）を、健康保険組合として希望するが、困難な場合は、「紙の健診結果データ」でも差し支えないものとする。
- ・ 実施機関 事業主が希望する健診機関
- ・ 留意事項 短期人間ドックと特定健康診査に係る定期健康診断補助は併給可能とする。
- ・ 請求期限 所定の請求書により、平成29年4月15日までに請求する。

② 郵送自己検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 

[	申込受付期間	9月1日～11月30日
	採取器具返送締切日	翌年1月31日
- ・ 対象者 被保険者・平成28年4月1日現在30歳以上（子宮頸癌検診は20歳以上）の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。
- ・ 内容 子宮頸癌検診、肺癌検診、大腸癌検診、胃癌リスク検診、前立腺癌検診、B型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回）、C型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回）
- ・ 自己負担金 子宮頸癌検診 1,000円

肺癌検診	1,000円
大腸癌検診	0円
胃癌リスク検診	1,000円
前立腺癌検診	1,000円
B型肝炎検査	500円
C型肝炎検査	1,000円

※ 検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助する。

- ・ 子宮頸がん検診申込者へ、「乳がん自己触診チェッカー」を添付する。
- ・ 業務委託 「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者（メスブ細胞検査研究所）に委託する。
- 平成28年度において、特定健康診査受診券を送付する際に、郵送自己検診案内書を送付する。
  - ・ 申込受付期間 4月1日～6月30日
  - ・ 採取器具返送締切日 7月31日

#### ③ 癌検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 4月～翌年2月
- ・ 対象者 被保険者・平成28年4月1日現在30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象 乳癌検診・子宮頸癌検診・肺癌検診・大腸癌検診・胃癌検診・腫瘍マーカー（PSA・CEA・AFP・CA19-9・CA125）
- ・ 検査内容 別表のとおりとする。
- ・ 補助金 1癌検診（1腫瘍マーカー）ごとに、1人当たり3,000円以内の実費
- ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関
- ・ 請求期限 所定の請求書により、平成29年2月28日までに請求する。

#### ④ インフルエンザ予防接種補助

- ・ 実施時期 9月～翌年2月
- ・ 対象者 被保険者・被扶養者を対象として、接種費用の一部を補助する。
- ・ 回数 2回まで
- ・ 補助金 接種者1人につき

1回接種した場合	1,500円以内の実費
2回接種した場合	3,000円以内の実費
- ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する医療機関

- ・ 請求期限 所定の請求書により、平成29年2月28日までに請求する。
- (3) 事業所訪問保健指導事業
- ・ 実施時期 随時
  - ・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
  - ・ 業者に委託する。
- (4) 健康ウォーキング運動表彰
- ・ 実施時期 第1回 春季（5月1日～ 7月31日）  
第2回 秋季（9月1日～11月30日）
  - ・ 万歩計で計測し、3か月間で目標歩数（100万歩又は50万歩）を達成（自己申告）した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。
- (5) 家庭常備薬の有料斡旋
- ・ 実施時期 7月、11月
  - ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。
- (6) スポーツクラブ（ルネサンス）・加古川地区スポーツ施設の特別法人会員として加入
- ・ 実施期間 年間
  - ・ 被保険者及び15歳以上（加古川地区スポーツ施設において、プールは小・中学生、16歳以上、ジムは16歳以上）の被扶養者に対し、利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりを支援する。



別 表

癌検診の検査内容

癌検診の種類	検 査 内 容
乳癌検診	視触診 マンモグラフィ検査 乳房超音波検査
子宮頸癌検診	頸部細胞診
肺癌検診	喀痰細胞診 胸部X線検査（間接撮影） 胸部X線検査（直接撮影）
大腸癌検診	便潜血検査 注腸検査 大腸内視鏡検査
胃癌検診	胃透視（バリウム）検査（間接撮影） 胃透視（バリウム）検査（直接撮影） 内視鏡検査 ピロリ菌検査

（参考）

腫瘍マーカーの説明

腫瘍マーカーの種類	検査からわかる内容
P S A	軽度の上昇は急性前立腺炎、前立腺肥大症などの可能性があります。 高値の場合は、前立腺の腫瘍などの可能性があります。
C E A	高値の場合は、消化器系の腫瘍をはじめ、各種の腫瘍の可能性がありますが。 ただし、場所の特定はできません。 また、長期喫煙者も上昇する可能性があります。
A F P	高値の場合は、慢性肝炎、肝硬変、腎臓の腫瘍などの可能性があります。
C A 1 9 - 9	高値の場合は膵臓・胆道系の疾患及び腫瘍や各種消化器系の腫瘍の可能性がありますが。
C A 1 2 5	婦人科系の疾患で上昇することが多くあります。 高値の場合は、主に卵巣の腫瘍の可能性がありますが。

## ● 第10号議案 平成28年度収入支出予算（案）について

### （一般勘定）

収入において、平均標準報酬月額及び総標準賞与額の増加により、一般保険料収入として、2,031,615千円を見込み、財政調整事業交付金のうち高額医療交付金55,752千円を見込んでいますが、収入財源を確保できないため、80,000千円の準備金限度外部分繰入を行います。

支出において、被保険者・被扶養者の皆様の医療費等に充てる保険給付費1,264,149千円（所要財源率61.72%）や高齢者などの医療費を賄うため、国に納付する前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金等791,825千円（所要財源率38.66%）を見込んでいます。

その結果、平成28年度の予算は、経常収支の赤字額113,161千円を見込んでいます。

### （介護勘定）

国から通知のあった介護納付金242,057千円を支出するため、介護保険料収入238,170千円だけでは収入財源を確保できないため、5,000千円の準備金繰入を行います。